

令和8年度 クリーンセンター滋賀他水処理施設
薬品購入単価契約仕様書

- 1 本仕様書は、公益財団法人滋賀県環境事業公社（以下「公社」という。）が所管する産業廃棄物管理型最終処分場であるクリーンセンター滋賀および甲賀埋立処分場において、浸出水処理のために水処理施設で使用する別表に記載する薬品（以下「薬品」という。）について、必要な事項を定めるものである。
- 2 納入する薬品は、別表に定める規格によるものとし、納入時の品質が別表に適合する製品とする。なお、納入者は、薬品の製造から納入までの各工程において品質管理が正しく行われ、不純物等が混入することのないよう十分配慮しなければならない。
- 3 契約の期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。
- 4 薬品の納入場所等は、次のとおりとする。
 - (1) 納入場所 別表に定める水処理施設
 - (2) 納入期日 発注後1週間以内、または公社職員が指定する期日
なお、納入日時をあらかじめ公社担当者に連絡すること
 - (3) 納入時間 原則として公社休業日を除く9時から12時および13時から16時まで
- 5 納入の数量は、別表に定める購入予定数量とする。なお、処理水量、水質等の変化により購入数量は変動するため、購入数量を保証するものではない。
- 6 薬品の納入方法等については、次のとおりとする。
 - (1) ローリーまたはローリーに準ずる荷姿により納入する場合は、指定した水処理施設の搬入口から貯槽内に送液して行う。このとき、搬入口付近に薬品を漏出させないこと。
 - (2) 容器により納入する場合は、法令で定められた安全な容器に充てんし、指定した場所まで運搬する。運搬にあたっては、転落、転倒、衝撃のないようにすること。また、使用済みの空容器は回収すること。
 - (3) 納入にあたっては、各納入場所の担当職員立会のうえ行うものとする。
- 7 薬品の納入に伴う提出書類は次のとおりとする。
 - (1) 契約に伴う書類
納入者は契約締結後速やかに、次の書類を公社に提出するものとする。また、その内容に変更が生じた場合も同様とする。
 - ア) 製品安全データシート

(2) 納入時等の書類

納入者は納入の都度ならびに公社の担当職員の指示があった場合には、次の書類を公社に提出するものとする。

ア) 納品書

イ) 品質検査結果書

ウ) ローリーまたはローリーに準ずる荷姿により納入の場合、計量証明書（計量法で定める検定に合格した計量器で計量したもの）

8 納入者は、納入作業の過失、納入された容器の欠陥、その他納入業者の責に帰すべき事由により、公社または第三者に損害を与えたときは、納入者が事故収拾にあたり、その損害を補償しなければならない。

9 納入者は、薬品の輸送等においては、労働安全衛生法、道路交通法その他関連法令を遵守し、十分な保安措置を講じ、事故防止に万全を期さなければならない。

10 納入者は、本仕様書に明記されていない事項についても、納入に関し当然必要な事項は、良識ある判断に基づいて納入しなければならない。

また、この仕様書に疑義のある場合および定めのない事項については、その都度協議して定める。

別表

(1) クリーンセンター滋賀使用薬品

品 名	規 格	見積単位	荷 姿	購入予定数量	納入場所
メタノール (50%)	工業用	1 kg	ローリー※	2,600 kg/回 5回/年	クリーンセンター滋賀 浸出水処理施設
硫酸 (10%)	工業用	1 kg	ローリー※	2,600 kg/回 4回/年	甲賀市甲賀町神 6 4 5

※ ローリーに準ずる荷姿についても可とする。

(2) 甲賀埋立処分場使用薬品

品 名	規 格	見積単位	荷 姿	購入予定数量	納入場所
メタノール (55%)	工業用	1 kg	16 kg/缶	1,280 kg/回 7回/年	甲賀埋立処分場 水処理施設
硫酸 (50Be)	工業用	1 kg	20 kg/缶	480 kg/回 7回/年	甲賀市甲賀町神字藤木 5 6 9 – 2 4